

# カンボジアにおける特許出願制度 概要

Tilleke & Gibbins International Ltd.

大竹徳成  
(日本国弁理士)



Tilleke & Gibbins international Ltd. (以下、Tilleke & Gibbins) は、1890年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ピエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。大竹氏は、2015年にTilleke & Gibbinsに加入し、バンコクにおいて、主に、明細書作成、特許権・意匠権の取得・活用、調査業務に従事する。

## ■特許出願手続の流れ

カンボジアにおける特許出願手続に関するフローチャートを次ページに示す。フローチャート中におけるカッコつき数字は下記に記載の項目番号に対応する。

## ■詳細および留意点

### (1) 特許出願

はじめに、出願人は工業財産局（DIP）に特許出願を行わなければならない。次の情報および書類が要求される（特許法第16条、第17条）。

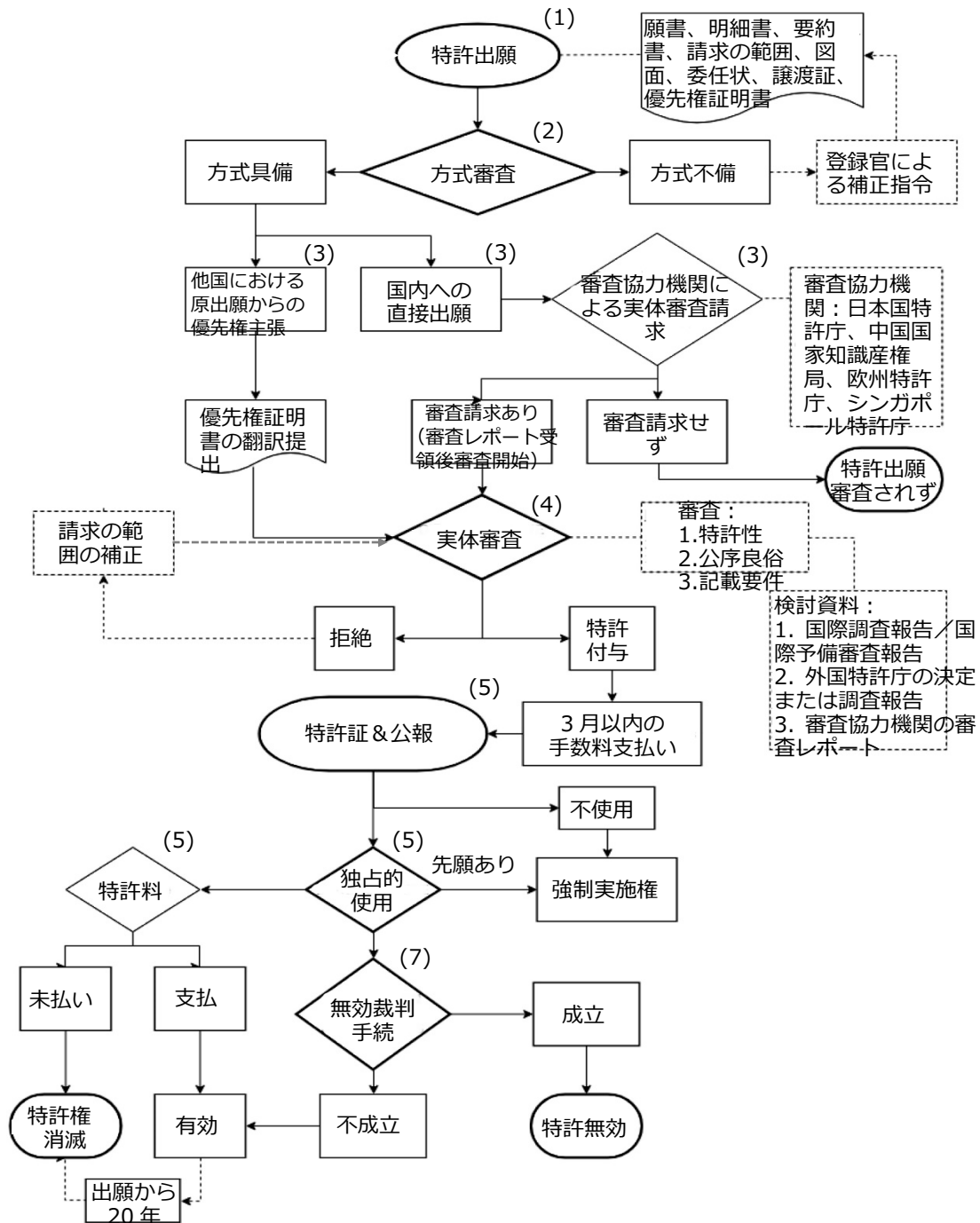
1. 願書（出願人、代理人、発明者、および発明の名称に関する情報を含む）
2. 明細書
3. 要約書
4. 特許請求の範囲
5. （必要な場合）図面
6. （現地代理人を介して出願される場合）委任状
7. （出願人が発明者ではない場合）譲渡証
8. （優先権を主張する場合）優先権証明書

### (2) 方式審査

工業財産局（DIP）は、方式審査を行い、少なくとも願書および明細書が正しく完備されていることを確認する。多くの場合、図面も特許出願を理解するために要

求される。すべての方式要件が具備されている場合、工業財産局（DIP）は、出願番号および出願日を出願人に発行する（特許法第 33 条）。

方式要件に不備が確認された場合、登録官による補正指令が出願人に通知される。



### (3) 実体審査請求

カンボジアには、通常の実体審査請求の制度はない。

実体審査を受けるには、カンボジア国内において審査協力機関を利用した直接出願、カンボジア国外における原出願に基づく優先権主張出願、あるいは後述するCPG等に応じた手続が必要である。

#### ・ カンボジア国内への直接出願

カンボジア国外からの出願ではなく、カンボジア国内で直接出願する場合、(工業財産局(DIP)には審査官がないため)出願人は、審査協力機関に対する特許出願の実体審査請求を行わなければならない(特許法第36条)。工業財産局(DIP)に協力する審査協力機関は、中国国家知識産権局(CNIPA)、日本国特許庁(JPO)、欧州特許庁(EPO)およびシンガポール特許庁(IPOS)である。審査協力機関による実体審査が完了すると、審査レポートが工業財産局(DIP)に通知される。

出願人が上記実体審査請求を行わない場合、特許出願は審査されない。

#### ・ カンボジア国外における原出願に基づく優先権主張出願

外国における原出願がある場合、出願段階で、工業所有権の保護に関するパリ条約(以下、「パリ条約」という。)に基づく優先権、あるいは特許協力条約(PCT)の国際出願に関する優先権を主張することができる。出願人がパリ条約の優先権を主張する場合、次の書類の提出が必要である(特許法第31条)。

1. 外国特許出願に対して行われた調査または審査の結果に関して、出願人が受領した通知書の写し
  2. 外国特許出願に基づく特許の付与、拒絶または無効に関する査定等の写し
- また、特許出願人は、PCT国際出願を出願した後、30月以内に指定官庁としてカンボジアを指定することができる。PCT指定官庁の指定は、2016年12月8日以後の特許出願に適用可能である。工業財産局(DIP)への出願には、当該出願の国際調査報告または国際予備審査報告の提出が必要である(特許法第37条)。

### ・ 日本国特許庁との特許の付与円滑化に関する協力（CPG: Cooperation for Facilitating Patent Grant）

日本国特許庁により特許が付与されている場合、出願人は CPG プログラムを利用して早期審査請求を行うことができる。工業財産局（DIP）は日本国特許庁に出願された特許の審査結果を利用するため、実体審査請求は不要であり、特許が自動的に付与される。請求の範囲を含む、工業財産局（DIP）に出願された特許は、日本国特許庁に出願された特許と同一でなければならない。補正された請求の範囲で日本国特許庁によって特許が付与された場合は、当該補正された請求の範囲に基づく早期審査請求が認められる。

### ・ 特許の再登録（Re-Registration）および認証（Validation）

他国で付与された特許は、以下の①～③の利用可能な出願手続を介してカンボジアに登録が認められる。

①特許出願人は、工業手工芸省（MIH）とシンガポール特許庁（IPOS）間の産業財産分野における協力に関する覚書に基づき付与されたシンガポール特許の再登録を請求できる。特許は申請時に有効、且つ、2003年2月11日以後に登録されたものでなければならず、特許法第4条（不特許事由）および同法第9条（公序良俗等）に照らして特許可能でなければならない。

②特許出願人は、工業手工芸省（MIH）と中国国家知識産権局（CNIPA）間の産業財産分野における協力に関する覚書に基づき付与された中国特許の認証を請求できる。特許は、申請時に有効、且つ、2003年1月22日以後に登録されたものでなければならず、特許法第4条および同法第9条に照らして特許可能でなければならない。

③特許出願人は欧州特許の認証を請求することができる。カンボジアにおける（欧州特許庁を指定する PCT 出願を含む）欧州特許出願の認証は、2018年3月1日以後に出願された特許出願のみに適用される。認証手数料は欧州特許庁に支払わなければならない。認証手数料が欧州特許庁に支払われた後、付与された欧州特許を特許公報発行後3月以内にカンボジアで認証することができる。出願人は、請求の範囲および要約書の両方のクメール語および英語の翻訳文を工業手工芸省

(MIH) に提出し、公告料を支払わなければならない。カンボジアを含む 43 か国で、欧州特許庁の特許による認証の請求が可能である。

出願人は、特に、上記のようなカンボジア国外における原出願に基づく優先権主張または CPG 等の特別な手続で特許出願を行う場合、工業財産局 (DIP) に、全ての書類に英語およびクメール語の翻訳文が添付されなければならないことに留意すべきである。また、翻訳文は翻訳者により認証されている必要がある。

#### (4) 実体審査

工業財産局 (DIP) は、提出された書類および審査協力機関による審査レポートを受領した後、直ちに審査を開始する。工業財産局 (DIP) は、次の要件に基づき審査する (特許法第 2 章第 1 節)。

1. 特許要件 (新規性、進歩性、産業上の利用可能性)
2. 公序良俗への適合
3. 十分な記載 (当業者が発明を再現できること)

また、工業財産局 (DIP) は、次の書類を考慮する。

1. 出願が PCT 国内段階に移行している場合、国際調査報告または国際予備審査報告
2. (パリ条約の) 優先権を主張している場合、外国特許庁の審査結果または調査報告
3. 審査協力機関の審査レポート

提出された書類および審査レポートのすべてを審査した後、工業財産局 (DIP) は最終的に出願を拒絶または特許を付与するかを判断する。特許が拒絶された場合、工業財産局 (DIP) による示唆に従い、出願人は請求の範囲を補正することができる。特許が付与された場合、工業財産局 (DIP) は、出願人または代理人に通知する。出願人は、特許料および公告料を 3 月以内に支払う。支払いが工業財産局 (DIP) に対して行われた後、工業財産局 (DIP) は特許証および特許公報を発行する。



#### (5) 特許権および維持

特許権者は特許を実施する独占排他権を有する。しかしながら、特許権者は、特許権を維持するために毎年特許料を支払わなければならない。特許権者が特許料の支払いを怠った場合、特許権は消滅したとみなされる。特許権による保護は出願日から20年間与えられる（特許法第45条）。

カンボジアにおいて、登録特許に対して第三者から不実施もしくは不十分な実施に基づく強制実施の申立てがあった場合、特許付与後3年または特許出願から4年の期間のうち何れか遅く満了する期間の後、特許権は工業手工芸省（MIH）による強制実施権の対象となる（特許法第56条）。特許権者は、不実施または不十分な実施の決定に対して訴えを起こすことができる。

また、後願の特許が先願の特許に対して相当の経済的重要性を有する重要な技術的進歩を含む場合、あるいは、後願の特許が先願の特許を利用している場合、後願の特許権者に強制実施権が認められ得る。特許法は、これらの強制実施権に対して訴えを起こせるか否かについて規定していない。しかしながら、先願の特許権者は、後願の特許権者に対してクロスライセンスを要求することができる。後願の特許権者が強制実施権を行使する場合、ライセンスの範囲および機能、特許を実施する時期、先願の特許権者に支払われる金額および支払いの条件が提示される。

#### (6) 不服申立て

工業財産局の特許に関する拒絶に対して、出願人は管轄裁判所に不服を申立てることができる（特許法第124条）。

#### (7) 無効訴訟

利害関係人は、管轄裁判所に特許無効の訴えを提起することができる（特許法第65条）。特許が特許要件を具備していない場合、特許権は無効となる。

## ■留意点

(1) コンピュータプログラムに関する方法の発明および物の発明は法上の発明であるが、特許出願をした場合、コンピュータプログラムの著作権は自動的に放棄されたとみなされる。

(2) 日本国特許庁によって付与された特許は、通常の実体審査請求を行う必要はなく、CPG プログラムに基づく早期審査制度を利用できる。

(3) 医薬品はカンボジアでは特許されない。カンボジアは、TRIPS 協定の加盟国ではあるが、後発開発途上国として 2033 年まで医薬品特許を保護する義務を免除されている。

(4) 次の発明は特許によって保護されない（特許法第 4 条）。

- 発見、科学的理論、および数学的手法
- 事業活動をし、純粋に知的な行為をなし、若しくは遊戯をするための計画、規則または方法
- 人体または動物の外科若しくは手術による処置方法、および人体または動物に施される診断方法。この規定は、それらの方法の何れかに使用される製品には適用されない。
- 第 136 条において規定される医薬品
- 微生物以外の植物および動物、並びに植物または動物の生産のための本質的に生物学的な方法
- 植物品種

(5) 特許出願は、特許査定前または拒絶査定前の一回のみ実用新案出願に変更できる。また、実用新案出願も特許出願に変更できる。

## ■ソース

特許、実用新案証および意匠に関する法律（特許法）

特許及び実用新案証に対する手続に関する施行規則

日本国特許庁との特許の付与円滑化に関する協力に基づく早期特許付与に関する施行規則

カンボジアにおけるシンガポールの再登録に関する規則

カンボジア工業財産局と中国との知的財産における協力に関する覚書

カンボジアにおける欧州特許の認証のための規範および手続の決定に関する規則

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)